

令和 6 事業年度

事業報告書

第 1 期

自 令和 6 年 5 月 1 5 日

至 令和 7 年 3 月 3 1 日

脱炭素成長型経済構造移行推進機構

1. 機構の概要

(1) 事業内容

- ① 債務保証その他の支援(脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律(令和5年法律第32号。以下「法」という。)第54条第1項第4号イからホ)
- ② 上記①に掲げる業務に附帯する業務

(2) 事務所の所在地(令和7年3月31日現在)

〒100-0009 東京都千代田区有楽町一丁目13番2号

2. 機構の沿革等

(1) 機構の沿革

令和6年5月	設立(法人登記)
令和6年7月	業務開始

(2) 設立根拠法

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律(令和5年法律第32号)

(3) 主務大臣

経済産業大臣

(4) 審議等機関

運営委員会(委員8人以内並びに機構の理事長及び理事)

○委員名簿 (令和7年3月31日時点)

	氏 名	現 職
委員長	十倉 雅和	一般社団法人日本経済団体連合会会長
委員長代理	白石 隆	熊本県立大学特別栄誉教授
委員	伊藤 元重	東京大学名誉教授
委員	梶原 敦子	株式会社日本格付研究所常務執行役員 サステナブル・ファイナンス評価本部長
委員	森本 英香	早稲田大学法学部教授
委員	吉井 久美子	TMI 総合法律事務所パートナー
委員	吉高 まり	三菱UFJリサーチ&コンサルティング 株式会社調査・開発本部 ソーシャルイン

		パクト・パートナーシップ事業部 サステナビリティ経営支援室長、フェロー（サステナビリティ）
--	--	---

3. 資本金の状況（令和6年度末）

政府出資金： 120,000百万円（前事業年度末からの増減：－）

民間出資金： 1,660百万円（前事業年度末からの増減：－）

4. 役員の定数、氏名、役職、任期及び経歴

定数 理事長1人、理事6人以内、監事1人

○役員名簿

（令和7年3月31日時点）

氏 名	役 職	任 期	経 歴
筒井 義信	理事長 （非常勤）	令和6年5月15日～ 令和8年5月14日	日本生命保険相互会社代表取締役会長（現任）
重竹 尚基	COO （専務理事）	令和6年6月20日～ 令和8年6月19日	ボストンコンサルティンググループマネージング・ディレクター&シニア・パートナー
梶川 文博	理事	令和6年6月20日～ 令和8年6月19日	経済産業省産業技術環境局GX金融推進室長及びGX推進機構設立準備室長（役員出向）
高田 英樹	理事	令和6年6月20日～ 令和8年6月19日	金融庁総合政策局総合政策課長 （役員出向）
井上 峰人	理事	令和6年6月20日～ 令和8年6月19日	株式会社日本貿易保険営業第二部次長（出向）
五百森 香苗	理事	令和6年6月20日～ 令和8年6月19日	株式会社みずほ銀行ストラクチャードファイナンス営業部執行理事部長（出向）
千原 真衣子	監事 （非常勤）	令和6年5月15日～ 令和8年5月14日	弁護士法人 片岡総合法律事務所パートナー（現任）

5. 職員の定数（令和6年度末）

20人（前事業年度末からの増減：－）

6. 当該事業年度末までの事業の実施状況及び事業計画の実施の結果

（1）民間企業のGX投資の債務保証等の金融支援

昨年7月の業務開始以降、脱炭素成長型経済構造移行推進機構（以下「機構」という。）は、多数の面談や案件相談を通じて、支援案件の発掘に取り組んできた。

また、脱炭素成長型経済構造移行推進機構金融支援業務に関する支援基準（経済産業省告示第116号）において、支援案件については、環境・社会への影響及び効果を評価することとされていることから、インパクト評価等の審査基準の検討を行うとともに、環境審査体制の構築に向けた取組を進めた。加えて、GX分野含む研究開発に強みを有する産総研グループ（（国立研究開発法人産業技術総合研究所及び株式会社AIST Solutions））と連携協定を締結し、技術審査の実施に必要な体制の整備を進めた。

なお、これまでの保証基金等の予算措置額は、以下のとおり。

○債務保証業務に係る予算措置額

（単位：百万円）

各 年 度	予算措置額	保証枠	保証残高
令和6年度	100,000	1,000,000	－
累 積	100,000	1,000,000	－

（注）保証枠は、脱炭素成長型経済構造移行推進機構業務方法書（令和6年規程第2号）第9条の規定に基づき、信用基金（予算措置額）に10を乗じて得た額をいう。

○出資業務に係る予算措置額

（単位：百万円）

各 年 度	予算措置額	出資額
令和6年度	10,000	－
累 積	10,000	－

（2）排出量取引制度の運営や化石燃料賦課金等の徴収に係る事務に向けた検討

2026年度から本格稼働することとされている排出量取引制度の運営に向けて、国内の類似制度に関する情報収集や、排出量取引制度を既に導入している諸外国における現地機関との意見交換を実施し、排出量取引制度の導入・運営

に必要な取組や、その運営体制を調査した。

(3) G X推進に向けた調査・研究や企業連携の場の提供

G X推進にあたっては、異業種同士の学び合いや共創・連携を進めていくべく、「G X Future Academy」の一環として、国内外の政策・金融・産業等に関するG Xの最新動向・状況の発信を行ってきた。具体的には、経済産業省等の政府関係者や、民間金融機関における有識者、学識者等の講師を招き、全15回のセミナーを実施し、G X政策や、G X金融、G Xビジネスに関する講演を実施した。

(4) 気候変動関連開示の推進及び新たな金融手法の国内外への発信

T C F Dコンソーシアムにおける議論に参画し、令和7年度より、機構において、同コンソーシアムの業務の一部を継承した上で、令和8年度より、同コンソーシアムの業務を本格的に担う方針を得た。

加えて、機構の役職員が多数の国内外のイベント等に登壇し、機構の活動や、G X政策、G X金融等に関する発信を行うとともに、国内外の多様なステークホルダーとの意見交換を実施した。また、昨年10月には、GGX Finance サミットにも参画し、多排出産業におけるトランジションに関する国際的な議論に貢献した。さらに、本年1月には、インパクト・ファイナンスに関する世界的な有識者からなる「Global Advisory Council」を設置し、国内外に対する発信機能の強化に取り組んできた。

(5) その他業務運営に関する重要事項

昨年7月の業務開始以来、すべての役職員が効率的かつ効果的に業務を実施できるよう、専門性を踏まえた人員配置に取り組むとともに、組織運営に必要な内部規程の整備を進めてきた。また、役職員のコンプライアンスの徹底を図るため、研修を通じて、行動規範の徹底を図ってきた。

加えて、「G X Future Academy」等の活動に関して、ホームページ上で積極的に発信するなど、適切な広報活動を実施するとともに、物品調達等の契約にあたっては、機構が定める会計規程に基づく対応を着実に実施した。

7. 資金計画の実施の結果

(単位：千円)

支 出				収 入			
科目	計画額	実績額	差引増△減額	科目	計画額	実績額	差引増△減額
対象事業活動事業費	10,000,000	0	10,000,000	資本金	120,980,000	121,660,000	680,000
事業諸費	869,314	245,449	623,864	対象事業活動支援収入	0	0	0
一般管理費	1,452,068	700,997	751,070	借入金	0	0	0
国庫納付金	0	0	0	機構債	0	0	0
事業外費用	0	0	0	受託収入	0	0	0
予備費	80,000	0	80,000	事業外収益	385,647	79,143	△306,503
合計	12,401,382	946,446	11,454,935	合計	121,365,647	121,739,143	373,496

(注1) 金額は、単位未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しない場合がある。

(注2) 実績額は、現金預金の収入額に期末の未収金等を加算したものを記載している。

8. 借入金及び機構債の残高状況

該当なし

9. 機構が受け入れた国庫補助金等の名称、目的及び金額

該当なし

10. 機構が対処すべき課題

(1) 民間企業のGX投資の債務保証等の金融支援

GX技術の社会実装に向けた民間資金を引き出していくため、新技術や制度変更等の民間金融機関ではとりきれないリスクについて、債務保証・出資等により補完していく必要がある。具体的には、GX技術の社会実装を加速化するため、クリーン・エネルギーの供給網の確立、排出削減が技術的・経済的に困難な産業（Hard to abate 産業）における脱炭素・低炭素投資の実現、大企業からのカーブアウトや事業体形成を通じた、GX技術を活用した事業に対する債務保証を中核とした支援を実施する必要がある。

また、案件審査を実施するにあたり、技術審査に加えて、環境審査やインパクト評価を実施するための体制をより一層強化していく必要がある。

(2) 排出量取引制度の運営や化石燃料賦課金等の徴収に係る事務に向けた検討 2026年度から本格稼働される排出量取引制度等の執行に向けて必要な人員

規模や組織体制等を整備する必要がある。また、内部規程や、制度概要等を周知するためのガイドライン等を整備するとともに、排出枠の割当申請量及び排出実績量の認証・検証を行う第三者機関と登録申請にかかる調整等を行う必要がある。

(3) G X推進に向けた調査・研究や企業連携の場の提供

機構が有する「金融」「政策」「ビジネス（技術）」の強みを活かして、産業界・金融界・政府・地方公共団体・研究機関等のG X推進に向けた様々な取組の情報が集まるハブとしての機能を発揮し、社会全体でG Xを加速していく必要がある。具体的には、金融支援や排出量取引制度の運営等のほか、G X推進に関する調査研究等の戦略機能や、国内外への発信機能を強化していく必要がある。

(4) 気候変動関連開示の推進及び新たな金融手法の国内外への発信

2026 年度のT C F Dコンソーシアムの業務継承に向けて、同コンソーシアムの安定的な運営に向けた準備を進めていく必要がある。

また、インパクト・ファイナンスに関する高い識見を有する世界的な有識者をメンバーとする「Global Advisory Council」のネットワークの活用等、国際的な発信力を強化していく必要がある。

(5) その他業務運営に関する重要事項

今後、機構の業務が順次拡大していく見込みであることを踏まえ、組織体制の構築・拡充や、必要な人材の確保に向けた採用を強化する。また、コンプライアンス・行動規範の徹底を図るとともに、機構の活動の効果的な発信などに引き続き取り組む必要がある。